

# 社会資本整備に向けて (説明資料)

平成26年11月4日

伊藤 元重  
榊原 定征  
高橋 進  
新浪 剛史

# 1. 社会資本整備の現状～民間工事との関係～

- 公共事業が拡大する中、人手不足や資材価格が上昇。公共事業は公共工事設計労務単価の引上げの結果、着実に執行されているが、民間工事の一部は抑制されている。大手建設会社の利益率をみると、土木では上昇。
- 東京オリンピック・パラリンピックへの対応を含め、公共工事を平準化し、実施時期を含めた計画的な取組を推進することが必要。

図1 建設業の労働需給と建設物価の動向

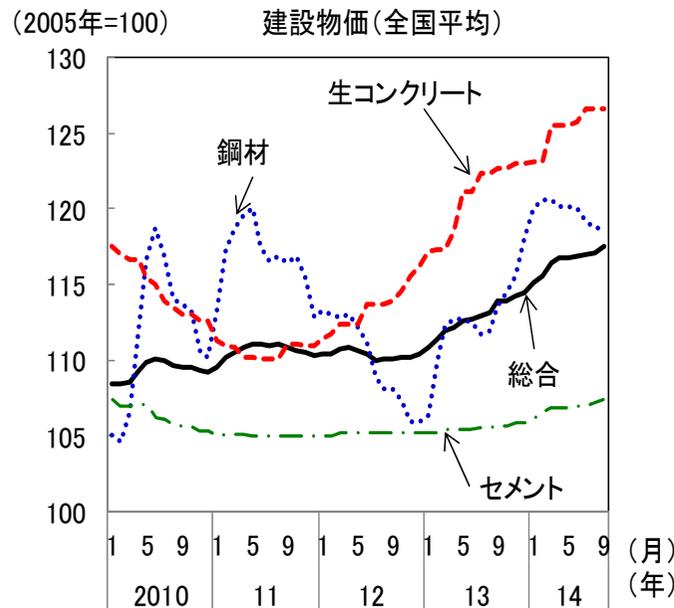
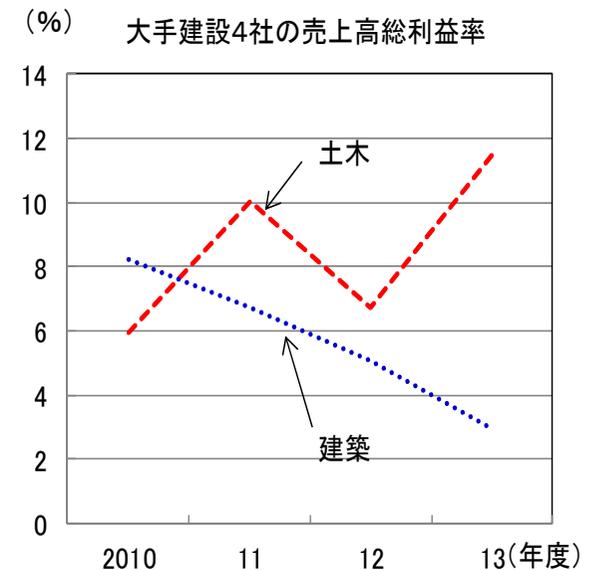


図2 大手建設会社の利益率



(備考) 1. 国土交通省「建設技能労働需給調査」、建築物価調査会「建設物価指数月報」、大手建設4社決算資料により作成。  
 2. 6職種は、型わく工(土木)、型わく工(建築)、左官、とび工、鉄筋工(土木)、鉄筋工(建築)の合計。  
 3. 大手建設4社の売上高総利益率=売上高総利益(大手4社(単体)計)/売上高(同左)。

# 1. 社会資本整備の現状～労働環境の是正、仕組みの改善～

- 公共工事設計労務単価の大幅引上げにも関わらず、建設技能労働者の賃金上昇は追いついておらず、就業者も短時間労働者を中心に増加。また、昨年度から個人負担分の法定福利費を上乗せしているが社会保険等の加入率(注)は極めて低い。こうした労働環境の是正を早急に進めるべき。

(注) 型枠技能工(関西)：健康保険83%、雇用保険7%、厚生年金6%、国民年金27%、型枠解体技能工(関東)：健康保険58%、雇用保険6%、厚生年金4%、国民年金21%

- 年初の補正予算編成や単年度予算の制約等から、需要創造と減少の波が形成されたり、公共事業の受注が年度末に集中するなど、計画的な公共事業の執行に困難をもたらしている。

(注) 不足しているといわれている型枠工も、通常、年始から3月中旬までが閑散期になる。こうした波を平準化することが人手不足の大きな対策となる。

- ・ 民需主導の持続的成長を実現していくプロセスにおいて、当初予算で計画的な社会資本整備を計上し、補正予算では原則、災害対策等の緊急対応に限定すべき。
- ・ 国庫債務負担行為の活用状況等を検証し、事業の平準化、人材の効率的活用を推進すべき。

図3 建設業の賃金

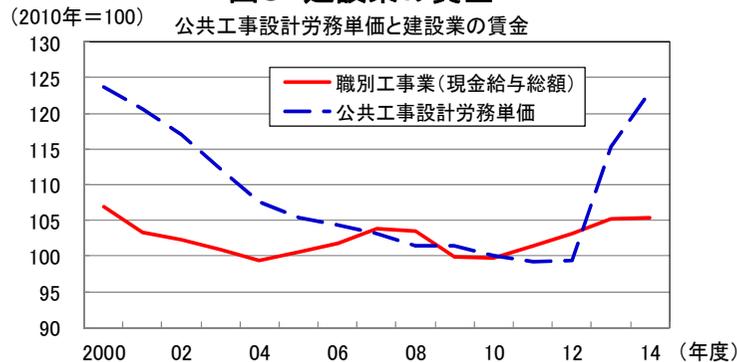


図4 建設業の労働時間別就業者数

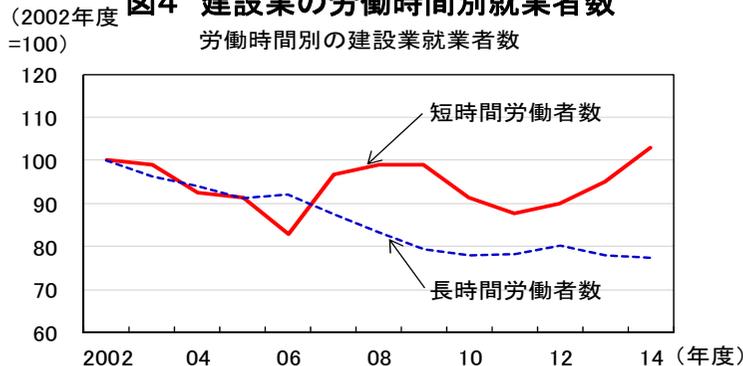
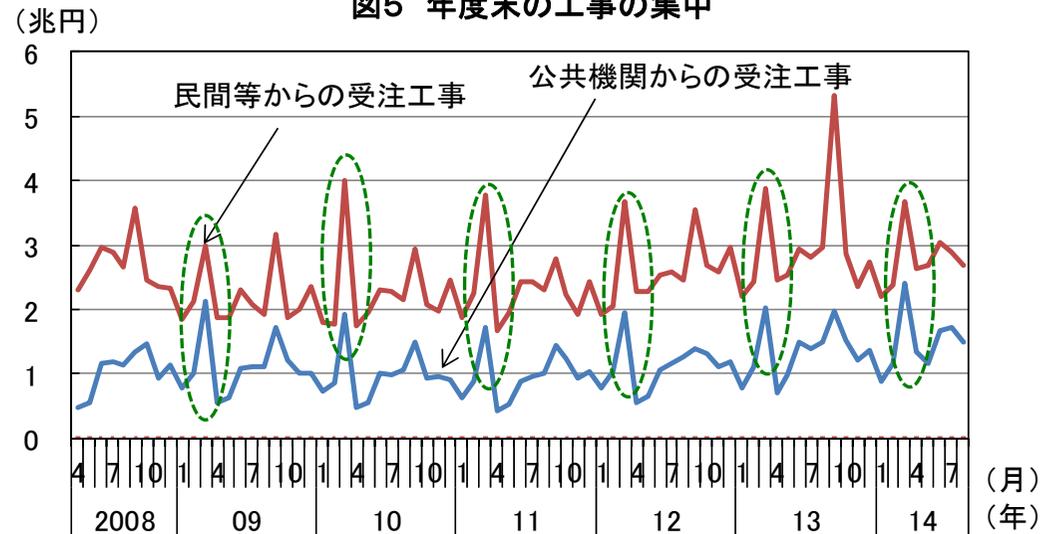


図5 年度末の工事の集中

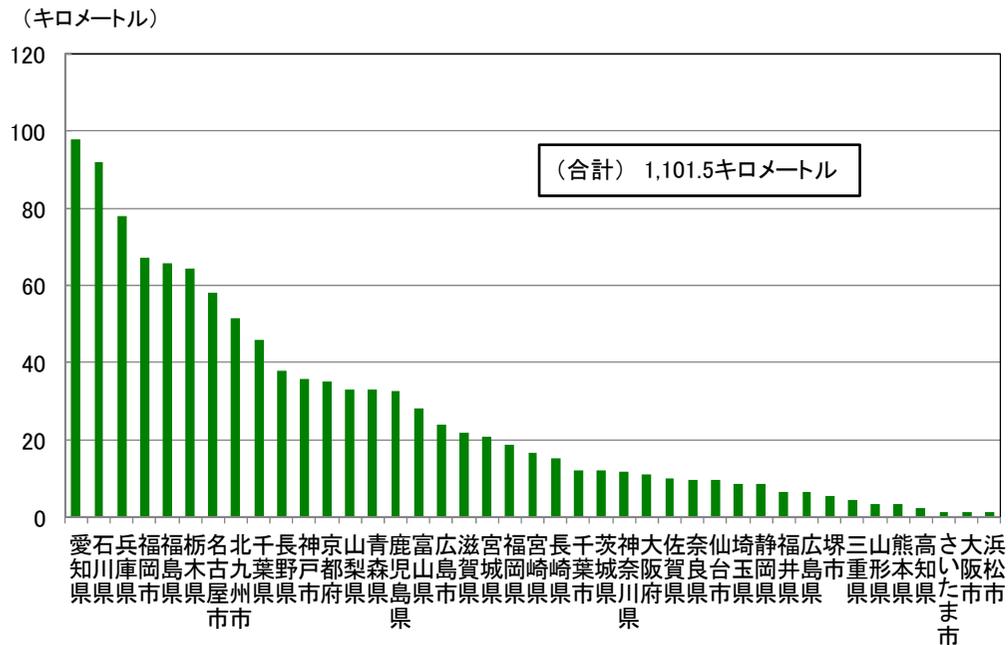


- (備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、国土交通省「公共工事設計労務単価」、「建設工事受注動態統計調査」、総務省「労働力調査」により作成。  
 2. 公共工事設計単価は2013年度に単価算出方法を大幅変更。公共工事設計単価の2014年度は2014年2月以降の単価。職別工事業(現金給与総額)の2014年度は2014年1月から8月の平均。  
 3. 短時間労働者は月末週の労働時間が34時間未満の労働者、長時間労働者は35時間以上の労働者。2014年度は2014年4月から8月の平均。

## 2. PFI/PPP等による民間能力の活用～有料道路の償還主義からの転換～

- 人口減少・高齢化の進展する自治体では、税収の減少、医療・介護費や社会資本の維持管理・更新費用の増大といった課題に直面し、厳しい財政事情の下、補助金や地方交付税等で社会資本整備を賄う枠組みは大きく制約されることとなる。社会資本の長寿命化、重点化とともに、民間資金の積極的な活用が不可欠。
- その際、現行、償還主義の有料道路について、料金徴収の恒久化(応益負担化)に転換すべき。それにより、コンセッション方式のPFIの導入が促進され、維持管理・更新財源の捻出、利用者への多様で利便性の高いサービスの提供が可能となる。料金設定においても民間事業者の自由度を高めるべき。
- 内閣府、財務省、総務省、国交省等が連携を強化し、有料道路の償還主義からの転換を突破口に、上下水道の一体管理など地方公共団体の大胆なPFI導入を促進すべき。

図6 地方道路公社が管理する有料道路延長



(備考) 国土交通省「道路統計年報」により作成。

表7 愛知県で検討中の有料道路のコンセッション

- 道路公社が料金徴収等を行う8路線(総延長72.5km)の有料道路において、民間事業者に対し、運営権(料金徴収権限等)を付与する。
- 運営権者は、運営権付与に関する契約の締結後、道路公社に対して、運営権の対価を支払う。
- 運営権者による運営の結果生じる増収や経費節減等の収支差については、ルールを設けて運営権者にインセンティブとして付与する。
- 事業区域内及び事業区域外において、運営権者の提案に基づき、事業を行うことを認める。
- 国土交通大臣許可を受けた各路線の料金の徴収期間満了をもって、事業を終了する。

(備考) 愛知県「有料道路コンセッションに関する基本的考え方」により作成。

### 3. 社会資本マネジメントの推進～まずは、公共施設等総合管理計画の策定完了を～

- 公共施設等の維持管理の大宗を担う地方公共団体において、インフラ長寿命化計画（公共施設等総合管理計画）の策定やその前提となる固定資産台帳の作成が進んでいない。こうした取組なくして効率的な社会資本整備は不可能である。国交省、総務省、地方自治体が協力し、民間能力の活用を含め、以下の社会資本マネジメントを推進すべき。
  - ・ 公共施設等総合管理計画については、国のインフラ長寿命化計画と密接に連携させるとともに、専門家等による第三者評価を課し効率性をチェックすべき。また、好事例を地域で横展開すべき。
  - ・ 策定に着手できていない市区町村には、時限を区切って、策定完了を強く求めていくべき。
  - ・ 同管理計画の整備と併せて、施設や行政サービスの集約化を促進すべき。

図8 主な公共施設の管理者の割合

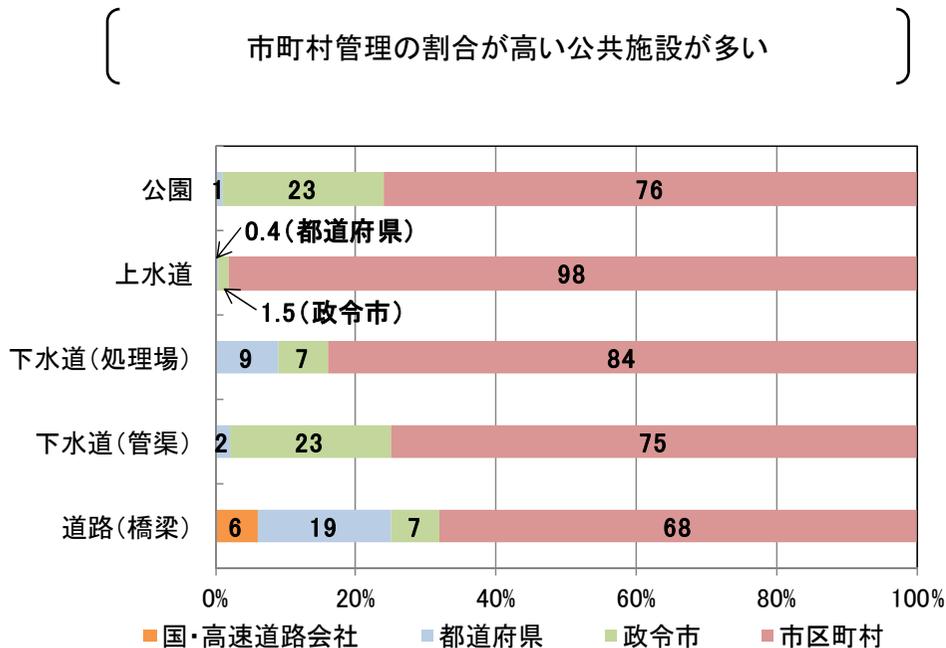


表9 公共施設等総合管理計画策定に関する取組状況

〔 公共施設等総合管理計画を策定済みの地方公共団体は少数にとどまる 〕

	都道府県	指定都市	市区町村
	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)
回答団体	47	20	1,721
計画策定予定有	47	20	1,715
計画策定済み	0 (0.0%)	4 (20.0%)	1 (0.1%)
未策定	47	16	1,714
2014年度に策定予定	12 (25.5%)	5 (25.0%)	94 (5.5%)
2015年度に策定予定	11 (23.4%)	5 (25.0%)	444 (25.8%)
2016年度に策定予定	24 (51.1%)	6 (30.0%)	1,147 (66.6%)

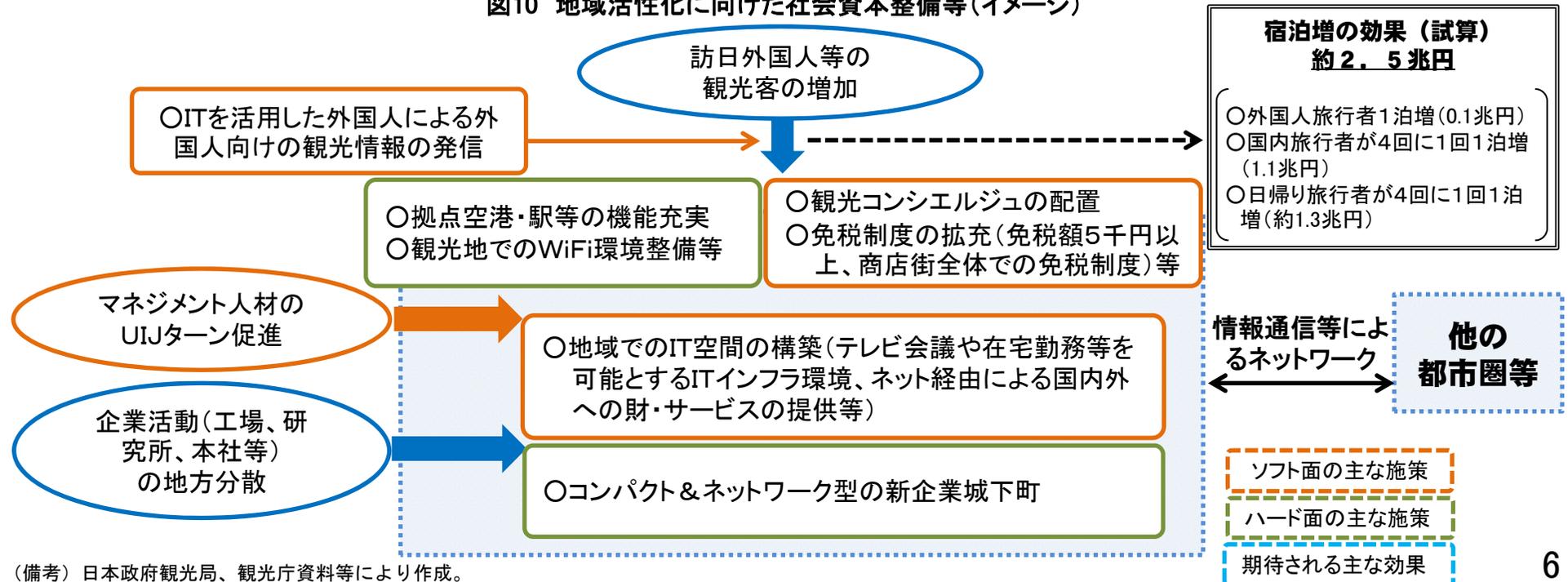
(備考) 1. 社会資本整備審議会・交通政策審議会「今後の社会資本整備の維持管理・更新の在り方について(答申)参考資料」、日本水道協会「水道統計」により作成。  
2. 上水道は水道事業の事業主体の割合(水道用水供給事業は除く)。

(備考) 1. 総務省「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査」により作成。  
2. 調査時点は平成26年10月1日。

## 4. IT基盤の徹底活用・拡充による観光振興、企業活動の地方分散

- アベノミクス効果を地域に浸透させるカギは、企業と世界中の観光客の誘致。IT基盤の徹底活用・拡充を基軸に、社会資本整備（ハード）とソフト面の政策をバランスをとって実行し、地域経済の好循環を生み出すべき。
- (1) 地域経済にとって即効性が高い政策は、ビザの緩和、円安等を背景に増加している外国人観光客の誘致。ハード面では地方空港等のコンシエルジュ機能の充実、観光地でのWiFi等の情報環境整備、ソフト面では、外国人による外国人向けの観光情報の発信、マーケティングや旅館再生など観光業をマネジメントする人材のUIJターン促進、免税制度の拡充と全国展開等を一体的に推進すべき。
  - (2) 第二のカギは、企業活動（工場、研究所、本社等）の地方分散。地域でのIT空間の構築（テレビ会議や在宅勤務を可能とするITインフラ環境、ITを活用したコンパクトな街づくり、ネット経由による国内外への財・サービスの提供等）により、“コンパクト&ネットワーク型の新企業城下町”を実現すべき。
  - (3) その際、関係自治体による広域計画策定を進めるため、独立した評価体制の下で効率性を担保しつつ、自分たちで責任をもって配分できる広域交付金など地域の多様な創意工夫を引き出す仕組みを推進すべき。
- (例) 例えば、広域自治体による観光振興の計画や地域連携・集約化を含む新企業城下町形成の計画等。

図10 地域活性化に向けた社会資本整備等(イメージ)



(備考) 日本政府観光局、観光庁資料等により作成。